

吸収合併に関する事後開示事項

当会社と株式会社ひだまりとの間で締結した令和 2 年 5 月 15 日付け合併契約書による吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する事項は次のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 2 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 債権者の異議

会社法第 789 条第 2 項に基づき令和 2 年 8 月 25 日に官報に合併公告いたしました。

又、同項に基づき、令和 2 年 7 月 1 日に債権者に対する各別の催告をしたところ、異議申述期限までに合併に対し異議を述べた債権者はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

会社法第 785 条に規定する反対株主の株式買取請求については、合併消滅会社である株式会社ひだまりは、当会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

会社法第 787 条に規定する新株予約権買取請求については合併消滅会社である株式会社ひだまりが新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 吸収合併をやめることの請求

会社法第 784 条の 2 に規定する吸収合併をやめることの請求については合併消滅会社である株式会社ひだまりは、当会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 債権者の異議

会社法第 799 条第 2 項に基づき令和 2 年 8 月 25 日に官報に合併公告いたしました。

又、同項の知れている債権者に対する各別の催告を省略し、同条第 3 項に基づき、令和 2 年 8 月 25 日に当会社の定款第 5 条に従い電子公告により公告いたしました。尚、異議申述期限までに合併に対し異議を述べた債権者はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

会社法第 797 条第 3 項の通知に代えて、同条第 4 項に基づき令和 2 年 8 月 25 日に電子公告により公告いたしました。尚、反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 吸収合併をやめることの請求

会社法第 796 条の 2 に規定する吸収合併をやめることの請求については当該請求がされていないため、該当事項はありません。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
効力発生日である令和 2 年 10 月 1 日付で、吸収合併消滅会社である株式会社ひだまりの資産及び負債その他の一切の権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
令和 2 年 10 月 1 日
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

上記のとおり、会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条規定事項につき、備え置くものとします。

令和 2 年 10 月 1 日

東京都大田区大森北一丁目 2 番 3 号
株式会社ケアサービス
代表取締役 福原俊晴



